

奈良県告示第二百六号

電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができる手続等（知事に係るものに限る。）について、奈良県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成十七年三月奈良県規則第四十三号）第三条の規定により次のとおり告示する。

平成二十年七月二十九日

奈良県知事 荒 井 正 吾

一 根拠となる法令又は条例等の名称及び条項並びに対象手続等の名称

根拠となる法令又は条例等の名称及び条項		
名称	条項	対象手続等の名称
獣医療法（平成四年法律第四十六号）	第三条	飼育動物の診療施設の 休止、廃止又は届出事 項の変更の届出

二 適用日

平成二十年七月三十日